

原形本方丈記解説

67

565

67-565



1200501281817



始



67
565

原形本方丈記解説

納本

軒轅黃帝

文苑

柴田景浩筆蹟

(右) 理學博士 柴田桂太氏藏

(左) 枇杷島 柴田作藏氏藏



下
梅
白
花
枝
影
倚
溪
橋
不
似
春
花
老
紫
毫
筆
畫
柴
田
景
浩
作

67
565

原形本方丈記解説

小川 壽一

原形本方丈記

原形本方丈記とは、方丈記の著者鴨長明(法名、蓮胤)が、方丈記を脱稿した時の所謂、原稿本
 (今は存在しないやうである)の形態・内容を共に傳へてゐる本をいふのである。此處に擧ぐる
 處の慶長七年本及び慶長十九年本は、原形本に屬するのであるが、この兩本が何故に原形本に屬
 するかは、以下、略説する處によつて知られたのである。なほ、拙編の「校原形本方丈記」並
 に拙校訂の「慶長七年本轉寫本方丈記」は、是非共参照せられたく、加へて、次の拙稿

一、成長の文學「方丈記」

(文學)第二卷第一號所載)

一、古本方丈記の研究

(鴨長明研究)第五卷第四號、第六卷第四、五、六號所載)



一、大野黙也と柴田景浩 (「歴史と國文學」第二十二卷第三、四、五號所載)

一、賀茂氏孝に就いて (「鴨長明研究」第六卷第三號所載)

一、中部地方に於ける鴨長明 (名古屋中央放送局講演録) (ク)

は、併讀を願つて止まぬ。近刊の拙著「鴨長明研究」及び「古本方丈記の研究」(本文篇・研究篇)は、これ又、本稿を補足する處があらう。

慶長七年本轉寫本方丈記

市立名古屋圖書館の所藏になる。半紙型で全一冊である。表紙は本文と共紙の楮紙で、總數三十丁である。表紙には左方の地に「鴨長明方丈記」と書かれてゐる。又右上方に「丙四」といふ貼紙がある(これは舊藏者離屋鈴木朗の分類で、同じく市立名古屋圖書館にある朗自筆の「離屋圖書目錄」の丙四に、本書が記されてゐる)。本文の第一丁の表には「鴨長明方丈記」の内題があり、一面は八行で書かれてゐる。但し第十二丁の裏及び第二十七丁の表裏の三面は九行で、又、第十三丁の表は七行である。本文は、平假名で漢字交りである。第二十六丁の裏の六行目「抑一期の

月影かたふきて」から第二十七丁の裏の本文終り「外山の菴にして是をしるす」まで、一字下げに記されてゐる。第二十八丁には、

右ノ本書、手ノサマイトヨシ、誰人カハシラス、末ニ、慶長七年仲秋中旬書之ト書タリ、ソレヲ、大野黙也ト翁、フルキモノ賣店ヨリフト見出テ、買持タルヲ見ルニ、世ニアル板本トハ所々タカヒテ、マサレル事モアリト見ユレハ、ウツシ置マホシカルヲ、柴田ノ景浩又シ、ワカタメニカク寫シ玉ハリツ、寛政三年季夏中旬、本書ト校畢、猶板本ニアハセオクヘシ、鈴木朗シルス、

コノ月二十日ノ夜ツヒニ板本ト校セ畢ヌ、板本マサレルハ紫シテ傍ニシルス、アシキハ注サス(この二行は朱書)

といふ朗自筆の識語がある。第二十九丁(即ち裏表紙)の表の右下方には「鈴木藏」と記されてゐる。

舊藏者鈴木朗に就いては、石田元季氏の鈴木離屋研究、最も詳細である。據つて略述して見る。朗、字は叔清、幼名は恒吉、後、常介と改む、離屋と號す。諱の朗は、その本字腹を用ふ。明和

元年三月三日、尾張枇杷島、山田重藏（三河鈴木氏、山田氏に贅す）の三男として生る。兄弟皆山田氏、朗ひとり鈴木氏を冒す。姉は同じく枇杷島の柴田了光の次男景浩に嫁す。朗、十歳にして文の讀まざるなく、讀みて解せざるなし、といはる。されば、十五歳の安永七年、梵韶の張城人物志の文苑部に、その名が收められてゐる。翌八年には、海東異録を著してゐる。天明四年五月五日、父歿せるにより、その職を襲いで、御手筒組の同心となつた。翌天明六年、友丹羽嘉言歿す、朗はその墓誌を撰した。寛政四年、本居氏の門に入り、鈴屋翁の馭我慨言に序した。翌五年十一月、德行五類圖説を著した。享和元年、謝庵遺稿を編した。翌々三年六月、活語斷續譜を成した。文化元年八月七日、御記録所書役並仰付けられ、足米一石、足扶持一人分下され、翌三年正月十一日に、右本役仰付けられ、加増米二石下され、六月二日には御用人支配の名目に替つた。翌四年、雅語譯解、同十年、大學參解、同十三年、雅語音聲考（希雅を合綴）、文政三年、玉小櫛補遺、論語參解を刊行した。翌四年六月二十八日、五十八歳の折、御儒者を仰付けられた。同七年、少女卷抄註、同九年、言語四種論、同十一年、離屋學訓・離屋集等を撰した。天保四年正月二十日、明倫堂教授並を仰付けられ、加増米十石、加扶持一人分下置かる。時に七十歳。翌

五年には、養生要論刊行。翌六年十二月十九日、多年の學功により、御徒格おかし以上に待遇のことゝなつた。同年、改正讀書點例、翌七年、續養生要論を刊行。翌八年六月六日歿す。（尾藩記録には六月十二日病死）壽齡七十四、名古屋南久屋町誓願寺に葬らる。門人丹羽島、墓誌を撰す。

鈴木朗が、前記の識語を認めた寛政三年は、二十八歳の時である。大野默也が古物商から購入した「慶長七年仲秋中旬書之」といふ奥書のある筆者不明の鴨長明方丈記を一見し、朗は、その能筆である點に心をうたれ、流布の板本（前記の離屋圖書目錄に「巳」に板本がある。これは現存して市立名古屋圖書館にあるが、「明曆四戊正月吉日 長谷川市良兵衛開板」の山岡元隣首の書鴨長明方丈記である。）と比して、異點の多いこと、なか／＼優れてゐる點、等を見出して、書寫し置きたいと考へてゐた處、姉婿の柴田景浩が、朗の爲に書寫したものである。同年の季夏（六月）中旬、この景浩の轉寫本を、朗は、默也の原本と校正を了してゐる。その二十日夜には板本（首鴨長明方丈記）と校合して、板本の優れてゐる點のみを紫色で傍書した。この校異は、所謂、朗の方丈記の本文校訂の跡と見るべきである。

慶長七年本を古物商から購入、所藏、朗に貸與した大野默也に就いては、名古屋人物史料十一

所掲の「書默也翁墨竹屏風後」及び名古屋市東區大曾根町の關貞寺墓域の默也の墓誌並に同寺過去帳によつて大略を述べることが出来る。默也は享保九年に生れた。父は大野延秋・母は山田氏女である。默也の名は重暉、字は瑞星、又、清兵衛と稱した。名古屋石町の住で、綿清（綿屋清兵衛）と呼ばれた。老ひて薙髮、默也と稱し、墓墩とも號し、又、恢亭とも稱した。弟の筠亭と共に、平安四竹の一人である淺井圖南に墨竹を學んで、遂に其法を得た。又、俳諧をよくし、好んで書畫を畜へ、文士と交遊し、殊に丹羽嘉言や西村清狂等と親交があつた。默也は生田氏の女を娶つて、數子を儲けたが、重寛一人を残して他は早逝した。默也は文化二年十一月二十一日、家に病歿した。時に齡八十二、關貞寺に葬られた。その墓誌は朗の門人丹羽島嶼の撰文になる。

默也が、朗に慶長七年本を貸與して、書寫校正の便宜を與へた寛政三年は、默也の六十八歳の時である。されば、朗は「大野默也翁」と記してゐるのである。默也儲藏の慶長七年本（朗の識語にある「慶長七年仲秋中旬書之」とある原本）は、默也の歿後、如何になつたらうか。今、何處かに現存するであらうか、これは未詳である。但し前記の「書默也翁墨竹屏風後」に、嘉永七甲寅年十一月二十一日、默也の五十年回忌に際し、默也の從孫國枝惟熙が「無家嗣奉其祭者、可勝

悲哉」と記してゐるので、默也の子孫が現在しないことから、恐らく慶長七年本も默也歿後散佚してしまつてゐることであらう。されば、朗舊藏の柴田景浩書寫の慶長七年本轉寫本は、原本の不明な今日、原本に代はるものといふことが出来る。これ一に、朗の慧眼により、又景浩の書寫の功によるのである。朗と默也とは、文人として趣味の上からも親交があつたと察せられる。（默也の母は山田氏女とあるのは、朗の一家ではないだらうか。）これは、朗の門人丹羽島嶼が、默也の墓誌を撰してゐることからも伺はれる事である。

默也の慶長七年本を、朗の爲に書寫した朗の姉婿、柴田景浩に就いては、後裔柴田桂太博士の襲藏せられる文書・舊記や名古屋市東區小川町大法寺所藏の文書・過去帳・墓石や靜岡縣富士郡元吉原村柏原立圓寺境域の望嶽碑、及び張城人物志・醫家姓名録等によつて、履歴が知り得られる。景浩は、延享二年、五竹坊門の俳人で尾張琵琶島（枇杷島）の農柴田了光の二男に生る。字を玄龍といひ、又、子博ともいひ、西涯と號し、通稱を龍溪と呼び、不置堂と稱した。八歳の寶曆二年二月、初めて文字を鬼頭文卿に學び、十一歳の同五年には速水清次郎の門に入つた。同八年十四歳の冬、江州石山寺梅本坊に至り、薙髮を望みたるも遂げず。翌九年春より、再び速水の門

に學ぶこと三年。同十三年、尾藩の儒醫淺井圖南に親炙し、始めて醫に志し、其門に出入すること四年。明和二年、二十一歳の折、圖南に従つて上京。在京中困窮し、筆工又は扇面に書いて小費を得た。同五年四月、名古屋に歸り、廣井江川端に僑居した。安永元年六月、山田重藏の女(朗の姉)を娶つた。翌二年五月二十四日に父了光が歿したので、その石碑を大法寺に營んだ。翌三年二月頃より麻疹大に流行し、醫業盛に行はれた。その十一月には女生る。同六年五月には吉田與兵衛の家を購入した。翌七年刊の梵韶の張城人物志には、其名が出されてゐる。春には起龍庫と呼ぶ土藏を營んだが、その冬十二月二十九日江川端より出火、土藏以外、全部類焼、翌八年三月、住居再建成つて移つた。九月九日に圖南や朗は「不置堂記」をしたためて、この新居の堂號とした。天明二年正月、景浩三十八歳、尾張藩主宗睦に新規御目見仰付けられ、八月、小場塚村。下小田井村入水後、疫痢流行に付き、施藥御用仰付けられ、十二月には、右出精相勤候に付き、御褒美として白銀二枚、藥種料として十五兩を頂戴してゐる。翌々四年三月、城下の窮民に疫痢流行に付き、廣井外三ヶ所に於て施療、八月二十一日迄相勤む。七月に、救民藥種料四十九兩二分下置かれ、藥數九千九百八貼であつた。掃部頭より白銀七枚を頂戴した。この月に男數松が生

れたが、間もなく早世。同八年正月、上京、法橋に叙せらる。時に年四十四、翌寛政元年二月、御役醫を仰付けられ、四月には美濃本巢郡小柿村坪内政次の子恭を養子とし、女と婚せしむ。同三年三月十九日には寄合醫師に召出され、扶持七人分下置かれた。同六年九月、御側醫仰付けられ、切米三十石、扶持五人分下置かれ、同十年正月には加増米十石を下置かれ、享和二年正月には御足高六十俵下置かれた。文化元年、六十歳の十一月二十一日、「軒轅黃帝」を揮毫し、兼て畫いた浮島眞景に、川上不白の贊を得た。翌二年三月、大法寺日俊の爲、富士山圖を畫いた。翌三年正月、足高五十俵下置かれた。同五年正月には吳春の玉溪眞景を摹寫してゐるが、その五月には、駿州柏原立圓寺境域に頭髮を埋めて、その上に望嶽碑を建てた。同七年正月、足高五十俵下置かれた。同九年二月、隱居。家督を恭に讓る。六月二十二日病歿した。年六十八。法諡を徳豪院俊山法橋西涯居士といふ。大法寺に葬らる。

景浩は、前述の如く默也と同様、圖南の門人である。(併し同門とはいへ、默也は墨竹の門人、景浩は儒醫の門人)景浩が、妻の弟、朗の爲に書寫した寛政三年は、寄合醫師に召出された時、四十七歳の折である。本解説の口繪寫真にある如く、景浩は非常に能筆である。それで景浩の筆

蹟と、慶長七年本轉寫本とを比較すると、慶長七年本轉寫本は、默也儲藏の慶長七年本を影寫したものでなく、臨寫のやうに思惟される。併し原本を相當忠實に書寫したものであることは申す迄もなく、朗が校正をしてゐるので一層確かである。

以上を要約すると、慶長七年本轉寫本は、寛政三年頃六十八翁大野默也が、古物商で、奥に「慶長七年仲秋中旬書之」とある鴨長明方丈記を購入した。兼て默也と交友のあつた少壯國學者、御手筒組同心鈴木朗(當時二十八歳)は、この一見を得て、その能筆であることと、流布の板本と異同があつて本文考異に役立つこと、等を思ふて、書寫のことを考慮中、姉婿の當時寄合醫師であつた柴田景浩(當時四十七)は、これを臨寫して、朗に贈つた。朗は六月中旬、原本との校正を了し、二十日夜には板本の鴨長明方丈記を以て校訂、紫色で加へた。默也儲藏の慶長七年本は現存不分明であるので、この轉寫本は、全く原本に代用せられる價値を有してゐる。

慶長十九年本方丈記

佐佐木信綱博士の架藏になる。この本は、美濃型の斐紙二十丁から成つてゐて、二括を以て一

帖となつた胡蝶装である。一面十行に書かれてゐる。表紙は赤色で、その中央に貼られた題簽には「長明方丈記」とある。これは或は後人の筆か。第一丁には「鴨長明方丈記」の内題があり、右上方には判讀し難き丸の黒印が捺されてある。この本も、平假名漢字交りで、慶長七年本と同様、第十九丁の表「抑一期の月影かたふきて」から第二十丁の表の本文の終りまで、一字下けに書かれてゐる。そしてその次に、

慶長十九臘月仲旬

神前結番

付於社頭書之

從五位下氏孝

といふ識語がある。この本は、九條公爵家の舊藏になり、その賣立に際し、佐佐木博士が購入せられたものである。この本に就いては、佐佐木博士自ら、鏡草・國文學の文獻學的研究(三九七頁)竹柏園藏書志(五一二頁)等に記述せられてゐる。

この本の筆者の賀茂氏孝に就いては、賀茂縣主系圖・賀茂社家系圖第一「氏之一流」・岡本清茂の御藉秘抄及び賀茂社人座席次第等によつて、その大凡を知ることが出来る。氏孝は、賀茂祝氏經五世の孫に當る安曇川太郎氏世の男である賀茂縣主惟氏より七世の孫、從五位上大炊頭佳氏(元

實氏)の二男として、永祿九年に生る。慶長五年十二月十二日、三十五歳の折、從五位下に叙せられ、左馬助に任ぜられてゐる。翌慶長六年の六月二十六日には、神前御藉舎所掲の御藉を謹書してゐる。其頃の座席次第には、翁松大夫氏昭と福松大夫氏意(氏孝の弟)との間に「左馬助氏孝」と記されてゐる。五十七歳の元和八年九月朔日に、從五位上に叙せられてゐる。翌々寛永元年、五十九歳、正五位下に叙せられてゐるが、その六月二十七日にも、新調なつた御藉を揮毫してゐる。其頃の座席次第には、「十人宿老」と附記されてゐる。その翌寛永二年、氏孝の六十歳、八月十七日には、一子の氏英(元、氏正)が、弱冠十九歳で歿したので、氏孝の子孫は絶えた譯である。清古が寛永八年八月二十五日に座席次第に加へた朱書には「子孫絶」とある。慶安元年七月十五日に、氏孝は、八十三の高齡を以て、歿したのである。氏孝記といふ日記が残つてゐる。その逝去に先立つて、外孫の季通(季珍の三男)を以て、養子とし、一蹟を譲與して、家督を相續せしめてゐる。

其處で、方丈記は、當時從五位下左馬助賀茂氏孝の四十九歳の慶長十九年十二月中旬に、上賀茂社の神前結番(當直の意)に當つた日、社頭(御藉舎ならん)で、書寫せられたものである。再度

迄御藉の筆者に選ばれた位であるから、運筆の自在であることも當然である。なほ氏孝は、何れの本を書寫したかは知るよしもないが、大野黙也儲藏の慶長七年本と同系統の本を書寫したことは確かである。後記するやうに、慶長七年本を書寫したものと看做すことは出来ない。

この氏孝書寫方丈記が、後來、九條家に傳へられたことに就いては、氏孝の養嗣子である季通を考へると、やゝ判然するやうである。賀茂縣主惣系圖の季通の條に、

若宮禰宜、正五位下、爲外祖父氏孝之養子而相續家督、延寶八年注進雜記撰者、自水無瀬是

空御傳受ノ和歌之テニヲハノ大事自九條前關白殿御傳受也、右之一卷御奥書并御詠歌有之、

元祿六年八ノ朔卒、年七十五

とある。これによると、水無瀬是空、即ち氏成傳受の和歌のテニヲハの大事を、九條前關白幸家即ち忠榮から傳受を得てゐる。その傳受の一卷には、忠榮の奥書や詠歌があるが、季通の家にあるとの事である。この九條忠榮と師弟關係にあつた季通は、外祖父氏孝から譲られた書類——そのうちには方丈記もある——等を、九條家へ何かの事情で移譲したといふことなどは、あり得ることといふべきである。此處に、氏孝の慶長十九年本方丈記が、先程迄、九條家に傳へられてゐ

た事情が判る。季通の後裔は、爾來、季尙・季敞等々を経て、山本季恒氏は今日上海にあるが、氏孝は勿論季通のものなど、一物も遺つてゐないやうに承つてゐる。

慶長七年本と慶長十九年本

前記したやうに、慶長七年本と慶長十九年本とは、全く同系統の本である。兩本は、内外題共に「鴨長明方丈記」と題され、平假名漢字交りで記され、その本文に於ける異點は非常に尠い。殆ど同一と見てよい。その上、終り方の「抑一期の月影かたふきて」から最後「外山の菴にして是をしるす」迄、一字下げに書かれてゐる。されば同じ形態の本といふべきである。併し兩本は全く同一ではなく、殆ど同一であつて、親子關係に立つものではなからう。恐らく原本を書寫した親本が別々に存在して、それから派生した従兄弟關係にある本と見ることが妥當であらう。詳細の兩本の異同は、拙編「對校原形本方丈記」に譲つて此處には省筆する。

この慶長七年本と慶長十九年本とを比較して、一致してゐる點は、或は原本を思はせるものはなからうか。しかれば、かくして得たこの原本は、方丈記の現存諸本のうち、如何なる地位に

立つであらうか。

- 一、假名本のうちに屬する。
- 二、大火・大風・遷都・飢饉・大地震等の記事、其他のあることに於て、廣本系統である。
- 三、本文（例へば大地震のうちの一節・閑居のうちの一節・卷末の歌等の無い點・其他）の異

同に於て、大福光寺所藏本を以て代表せられる古本系統に屬してゐる。
 以上は、直ちに考へられる地位である。即ち「假名本の廣本で古本系統の本である」といふことである。これは何人も速座に認めることであらう。

併し、予は、この本こそ、方丈記の原形本ではないかといふ説を持してゐる。それは先づ第一に、最後の一節「抑一期の月影かたふきて」以下一字下げに記してあることである。これは只書寫の形式とのみ見ることは出來まい。鴨長明の方丈記そのものを考へることに對して、何か深い暗示を與へてゐるものではないだらうか。

この「抑一期の月影かたふきて」までは、長明が、既往の人生行路を回顧して、すべての楽しみを方丈のうちに求め、全宇宙を方丈のうちに滿喫して、全く方丈の生活の讚美に終つてゐる。

而して次のやうに結論してゐる。

若人このいへる事をうたがはゞ、魚と鳥とのありさまを見よ、魚は水にあかず、魚にあらざればその心をしらす、鳥は林をねがふ、鳥にあらざればその心をしらす、閑居の氣味も又おなじ、すまずして誰かさたらん。

方丈の生活の絶対唯一の樂しさに疑ひを懷くものあらば、魚と鳥との有様を眺めて見るがよい。水の有難さ、林の結構なこと、これは魚でなければ、鳥でなければ、眞に理會することが出来ない。同様に方丈の庵の生活も體驗したものでなければ、その眞味は知悉し難い。この方丈生活の讚美こそは、方丈記一篇の結論でなければならぬ。即ち、長明は、この方丈生活の讚美は體驗の他にないといふ結語を以て、筆を擱いたものであらう。

「抑一期の月影かたぶきて」以下は、方丈生活の體驗を重ね、以上の如き方丈記の結語を識し終つて後、しばらくの猶豫を経て、新なる心境に新しい構想を以て、附言した反省の一文でなければならぬ。要約すれば、吾人は、ものに執着を持つことは最も悪い。方丈の庵に執着して來たのは既に科である。閑寂に著してゐたのも障である。維摩詰の跡を汚せども、周梨槃特の行にも及

ばない。このことをなし、こんなことを綴つて、空しくあたり時を過して來た。これ畢竟、貧賤の報か、はた妄心か。この解決には心は更に答へず、只不請の阿彌陀佛兩三遍自然に口から出るのみと。もう方丈記ではなくて、念佛の眞精神にまで到達してゐる。絶對な佛へ何の請ひ願ふ處のない利益など全く眼中にない南無阿彌陀佛兩三遍。只舌端に微かに振ふのみといふ信仰への最高處、其處には、方丈の生活の楽しみよりも何よりも大きな精神的な安住、誠に大乘の境地に突入したとでもいふべき法悦がある。この長明の心の開眼は「于時建曆の二とせやよひのつごもり比、桑門蓮胤、外山の菴にして是をしるす」と識し了つてゐる。建曆二年三月末日こそは、長明が方丈生活試論を脱して、玲瓏蓮上の水玉にも増した心境に達した時である。

この「抑一期の月影かたぶきて」以下が、一字下げに書してあることは、長明の原稿本に近い形態をとつてゐるものではなからうか。方丈記一篇の反省であり、所謂、識語と目されるこの「抑一期の月影かたぶきて」以下は、後頃のもので、原稿本には必ず同筆であつてはならぬものである。此處に原形本と看做さるべき點を、先づ見出し得たが如くである。

次に、本文に於ても、原稿本を傳へた原形本と目される點を多く擧げることが出来る。今、原

稿本を、長明自ら修訂の上、書寫したものが大福光寺所藏本であり、この大福光寺所藏本は、恐らく醍醐寺の僧親快に譲渡されたものであらう(延寶・天和以後、大福光寺に齎された)といふ予の説を前提として、以下、原形本と大福光寺本とを比較して、以て原形本である點を明瞭にしようと思ふ。(詳細は紙面の都合で、拙著「古本方丈記の研究」に譲つて、此處には、舉例の程度にとどめる)先づ、慶長七年本及び慶長十九年本に存して、古本を代表する大福光寺本、並に流布本を代表する嵯峨本、の兩本には存せない語がある。例へば(丁數・表裏・行數等は、慶長七年本轉寫本による)

- ① 一・ウ・一　むかしありし家はまれ也とこたへぬ或は去年焼て……
 - ② 一二・ウ・五　まのあたり見るいとめづらかなりし事也
 - ③ 一五・オ・六　すがたを恥てへつらいつゝ出入も妻子僮僕のうらやめる様を見るにも……
 - ④ 一八・オ・八　南に竹のすのこをしきその西に堞をし其西にあか棚を作れり……
 - ⑤ 二五・オ・三　一身をわけて二の用をなす手のやつこ足の乗物也よく我心にかなへり……
- の五例によつて見るに、①は前文の「玉敷の宮古の内に、むねをならへ、蠶をあらそへる、高き

いやしき人のすまゐは、代々をへてつきせぬ物なれと、是をまこととたづねれば」とあるに對して、「とこたへぬ」と、書いたものであらう。これは筆を執つた作者が、最初に書き綴つた不用の五字であつて、後來の書寫者が態々書き入れることはあり得まいことである。②も前文の「崇徳〔の〕十九年本無し〔二〕御十九年本無し院の御在位の御時、長承の比とかや、かゝるためしありけるときけど、その世の有様はしらす」に對して「まのあたり見る」と記したのであり、③も亦前文の「若貧くして富る家の隣におる者は」、「朝夕のすほきすがたを恥てへつらいつゝ出入も」、「妻子僮僕のうらやめる様を見るにも」、「富家の人のないかしろなる氣色を見るにも」と續けた爲に入れたものである。④は「堞」は「かき」のことで、「物見の垣」は「ひめがき」などをいふのであつて、最初執筆の際は、この堞のことも庵の叙景として書き入れたのであらう。⑤は「二の用」の説明として「手のやつこ是の乗物也」と誌したのであらう。以上五例は、作者が執筆の最初に書かれた跡であることを思はせるものであつて、われらが、慶長七年本及び慶長十九年本を原稿本——建曆二年三月晦日外山に於て「抑一期の月影かたぶきて」以下の奥書を一字下けに識したもの——の面影を存する原形本であると斷ずる所以である。なほ次の例も以上と同様に解することが出來よう。

大福光寺本(嵯峨本も同様)

原形本

十一行 朝ニ死ニ夕ニ生ル、

朝ニ生れ夕に死ぬる

八行 或ハ地ヲステ、サカヒヲイテ或ハ家ヲワ

或は家をわすれて山にすみ或は地をすて

スレテ山ニスム

ゝさかひを出ぬ

二十行 ハテニハカサウチキ足ヒキツ、ミヨロシ

はては笠打ちあしひき裏たるものとも見

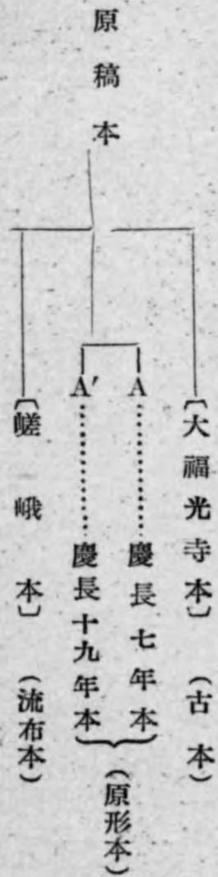
キスカタシタル物ヒタスラ……

くるしき姿してひたすら……

又、山田孝雄博士が、大福光寺本方丈記解説に於て「本書には所々に誤脱あり。ことに複製本の第四張第七行の『所ノアリサマヲミルニ』と『南は海チカクテ』との間には約一行の脱文あるに似たり。これらを以て長明自筆の原本とは見るを得ざるものと思はる」と述べられたが、予のいふ原形本には「所のありさまを見るに、その地ほどせばくして、條里をわるにたらず、北は山にそひて高く、南はうみちかくして」とあつて、其他、大福光寺本の誤脱は多く改められるが、なほ原稿本としての粗笨さを存してゐる。前記したやうに、大福光寺本は、やゝ後程、長明が原稿本に推敲を加へて、書寫、醍醐寺西南院(親快等に)附囑したものが、醍醐から延寶・天和以降、

大福光寺に傳はつたものであらう。我等の経験によつても自らの文を自らが書寫しても多くの誤寫誤脱等の存することは大にあり得ることである。

故に、方丈記の原形本は、今日、慶長七年本及び慶長十九年本等に見られるものであり、その形態、本文、共に、原稿本の跡を存してゐて、方丈記研鑽の上には絶対に必要なる本といふべきである。この兩本の根源の本は、長明自筆の原稿本であらう。大福光寺本はこれを長明の推敲書寫した本ではなからうか。又、本稿には全く省略したが、嵯峨本以下に見られる流布本系統は、又この原形本の中に、その語句の多く見られるものが存する。これも後來、長明の推敲の跡かも知れないのである。故に次のやうに圖示することが出来るであらう。



本稿をなすに當つて、慶長七年本轉寫本に關しては、市立名古屋圖書館長阪谷俊作氏、慶長十九年本に關しては、佐佐木信綱博士の御懇情により借覽し得た。

賀茂氏孝に就いては、官幣大社賀茂別雷神社宮司矢野裕氏及び賀茂縣主系圖保存會長梅辻年久氏の御指示を得た。又鈴木朗に關しては石田元季氏の御研究に據つた。大野默也に就いては、市立名古屋圖書館服部鉦太郎氏及び關貞寺住職西村俊學師の御指示によつた。柴田景浩に關しては、後裔柴田桂太博士の御教示、石田氏並に枇杷島柴田作藏氏、大法寺住職佐治保壽師、立圓寺住職加賀海衍師、東大史料編纂所森銑三氏及び市立名古屋圖書館司書塚本勝雄氏の御指示を得た。

本書の印行には、天進社主定池由太郎氏の御力を得、寫真其他は柴田兩家・中江山花氏の御世話を得た。本册の刊行は、別の「對原形本方丈記」「慶長七年本轉寫本方丈記」と共に戸川濱男氏の資であり、御斡旋を賜つたのは新宮春三氏である。

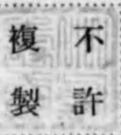
以上、尊名を録し、本稿擱筆に際して、深謝の意を表して止まぬ。

昭和十四年九月十一日夕

小 川 壽 一

限定印刷壹百部
之内第02號

昭和十四年九月十五日 印刷
昭和十四年九月二十日 發行



著者兼 發行者 小 川 壽 一
京都市右京區桂長町十六ノ一

印刷者 定 池 由 太 郎
京都市中京區壬生坊城町六

印刷所 天 進 社 印 刷 所
京都市中京區壬生坊城町六

發行所

京都市右京區
桂長町十六ノ一

鴨 長 明 學 會

振替口座大阪五七〇三五番

67
565

67
565

終